

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点分野)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号（産業未来共創事業のうち一般投資型にあつては、第1号及び第2号に限る。）に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 技術革新型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであつて、先進的な取組を行うもの

ア 次世代自動車（大気汚染物質の排出及びエネルギーの消費効率に関する性能が優れた自動車をいう。）及びその附属品を製造する産業

イ 電子デバイス製造業、電気機械器具製造業及び半導体を製造する産業並びにこれらに関連する産業

ウ フードテック（生産から加工、流通、消費等へと繋がる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルをいう。）の活用に関連する産業

エ 医療用機械器具製造業及び医薬品製造業並びにこれらに関連する産業並びにバイオテクノロジーの活用に関連する産業

オ 先端的 I o T 等機器製造業（インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）その他の情報通信技術を活用した機器を製造する産業をいう。）及びソフトウェア業

カ 航空機・同附属品製造業

(2) 未来挑戦型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであつて、先進的な取組を行うもの

ア グリーントランスフォーメーション（産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造への円滑な移行をいう。）に資する機器、製品等を製造する産業

イ 宇宙利用産業、宇宙機器産業その他の宇宙の開発及び利用に関する産業

(3) 地域密着型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであつて、先進的な取組を行うもの

ア 県内の地域資源を活用した食料品製造業

イ 前2号に掲げる産業の分野に係る事業（県内において行われるものに限る。）と密接に関連する物流業

ウ 地域が直面する課題（知事が重要であると認めたものに限る。）の解決に資する機器、製品等を製造する産業及びこれに関連する産業

(4) 国際需要拡大分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであつて、先進的な取組により外国人観光旅客の来訪の促進を主な目的とする取組を行うもの

ア 宿泊業

イ 飲食サービス業

ウ 地域の観光資源の特性を生かした産業

(事業の認定の申請)

第3条 条例第4条第2項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに行うものとする。

(1) 対象事業に係る事業計画書

(2) 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）の施行の日から施行する。
(鳥取県産業成長応援条例施行規則の廃止)
- 2 鳥取県産業成長応援条例施行規則（令和元年鳥取県規則第6号）は、廃止する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

（法人及び組合等にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人及び組合等にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

対象事業認定申請書

対象事業の認定を受けたいので、鳥取県産業未来共創条例第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象事業の名称	
対象事業の概要	
対象事業に要する事業費の見込額	
申請する事業の区分	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（新たな企業価値創造型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（事業継承促進型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（生産性向上・新技術導入推進型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（経営革新型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（成長・規模拡大型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（一般投資型）
	<input type="checkbox"/> 先端的デジタル活用企業立地促進事業
添付書類	1 対象事業に係る事業計画書 2 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類 3 その他知事が必要と認める書類

備考

- 1 複数の事業者が連名で申請する場合は、申請者の欄にそれぞれ事業者名及び代表者名を記載すること。
- 2 申請する事業の区分については、該当する事業の区分の□にチェックを入れること。
- 3 添付書類欄の3については、知事が別に定めるところによること。